

### NAO Letter

# NAO 税理士法人

編集発行人 代表社員 **髙井直樹** 

〒500-8335 岐阜市三歳町 4 - 2 - 10 TEL 058 (253) 5411代 FAX 058 (253) 6957

八重桜

4 日 (卯月) APRIL

29日・昭和の日 30日・振替休日

	一月一	一火一	一水一	一木一	金	-
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					•

### ワンポイント ビールの定義の見直し

この4月からビールの定義が改正され、主原料である麦芽の比率が50%(改正前67%)以上のものがビールとして表示できるとともに、ビールの範囲に、副原料として新たに果実や一定の香味料を加えて発酵させたものが加えられます。ビールの範囲拡大の背景には、特色ある地ビール開発の推進があります。

### ● 4月の税務と労務

国 税/3月分源泉所得税の納付

4月10日

国 税/2月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)

5月1日

国 税/8月決算法人の中間申告 5月1日

国 税/5月、8月、11月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合)5月1日

地方税/給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出 4月16日

地方税/固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付 市町村の条例で定める日(原則4月中)

地方税/土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

4月1日~4月20日

または最初の納期限のいずれか遅い日以後の日まで

地方税/軽自動車税の納付

市町村の条例で定める日(原則4月中)

**勞** 務/勞働者死傷病報告(休業4日未満:1月~3月分)

5月1日

とした次の一続を援助、F 業中 雇 失業を予防 する給付も設 回 の用 止は、 促 する 対制 についてお伝えしまニ種類の給付(雇用促進することを目的概業生活の円滑な継 についてお伝え三種類の給付 いけら つする ため 活の 円い職のて 者に対、失 ま す。

- 雇 用 継 続 給 付
- 3215 育 護休休齢 業業 給給 付付

# 年齢 雇用継続 給付

と年年が齢齢 できます。 就職 用継 給 続 用 『基本給付金」と「高用継続給付は、「高 行 金 に分けるこ

方法など共通点 両 者は支給要件 高年齢雇用 ついて掲げます。 :再就職給付金」は、 灬が多い♪ 継続基 本格は、 計

> 」とは異なり 高年齢雇用継続基の一部と支給期間 され 職した者を るものです。支給した者を対象とし の長さ 本 + 付 以

① が 支給対象者とされます。 次 0 支給対象者 要件のすべてを満たす 未

者

満

0)

職まで場間 す いる場合でも、離職からた期間が五年以上(転職一般被保険者で一般被保険者で 礼してい 似までの 間 『を通 業中に基本手当等の期間が一年以上(転職からが五年以上(転職からが五年以上) ないときは、 算することが 前後の の内であ ^できま %ら再し で あ 就 7 9

(3) 五歳 4%未満に低元%時点(原則) 六十 (原則) 以 後 0) 賃金 と比 較 が して 六 七 +

\*

高年齡再就職給付金

二は

要件とさ 日 がおける Ź 日以上あ 基本手 当就職 ること」 支給の

支給

1 賃 割合に応じて支給されま賃金を比較し、賃金が低歳時点(原則)と六十歳歳時点(原則)と六十歳 相 六十歳以後の各月の賃金の一六一%以下に低下のとき ます。 一歳以後の六十 低 下し 下 たの Ŧi.

2 % 六一%超七五%未満に当額が支給されます。 低

額さ 支給額: 支給額: 各月の は低下 額となります。 賃金 金の一五-率に応じ 五%相当

円 下以月 一・一月当たりの賃 五%に相当する額(か月当たりの賃金一 後 例えば、 額 が支給されます。 たときには、①に該当し、の各月賃金が一八万円に低三〇万円であって、六十歳 六十歳時点の (二万七千 一八万円 賃 金 0)

場日八 六四 に変更されます。) お、各月の賃金が三五 ません。 円(この額は毎 低下率に か か かわらず支 年八月 一万七、

支給対象型から六十二 高 象期間 年齢 五歳に達 が 再 する月ま にます L で た 月

まで)。 の手 期 当 就 職 ときは、 (十五歳を超えることとなる) 間となります(いずれも 日の前日に 支給残日数に応じ、 **数に応じ、次における基本** 給付金」 は

- 百日以上二百日未満のときは、日の翌日から二年間二百日以上のときは、再就職 職
- (四) 再 支給申請 就職日 0) 翌日 lから 年 間

が 

### (五) 併給

したときに支給され 本手当を受けていた者が、機給付金」のほか、失業 をして支給される<br />
雇用保険には、 保給調 に整 雇 る 高年 用 海 中 に 税 基 税 発 付 再

同 方 一の就職につきがあります。 を満たす場合は、 を選択して受給すること 職につき、 どちら

となり ź

### 休 業給 付

① 給 す 対 以 象 下 を満 たす b 0) 年得 養 が 齢す育 支

る

(注) 2 あ金

す達合のか休 するま 歳 で 六 行 延かわ 長月 長月または一日以上ある。に達する場合は一日以上ある。ではおける保育における保育における保育における保育における保育における保育における保育にある。

ないことによいらず入所でいらず入所でいるとによるを行っている。 長対ず 

す次位た。の期一 の期一休 対問」といか月ごと か月ご 支給額 といいた Ĺ 支給額を算 文給額を算出しまいます)ごとに、の期間(「支給単した日から起算し ŧ 単し

※ 支 「 休 業 円 述する介護休業給付も同あたりの賃金額を算出金を一八○で除して、 休数開 業開 (※三) の賃金額を算出(後八〇で除して、一日開始前六か月間の賃 × 賃 六 金 七 H % 同 様)

**※** \* 

にじ、減 をしまた、 になるが にじ、減 心じ、

就がし 業十た 日 日 がれれ が十あ 、 十 上 時 を超 問)以記える場 こった 合の は み き さ は そ と 、 数 き ー

> る 13 他事業所に他の事業で まに所 すおけで就 け就

子 に 前期 達記間 (--)るの注

**※** ま 年 一 す 支給申請平の支給とされた 歳二 月か 月 れます。 で育 最休 大は

\* -

×

L

た年齢

す

まに

ょでとさい

れ記

(四)

に 保 一 険 うことも可能 定所 被被 所に支給申請書を提出し一度)、事業主が公共職険者が希望する場合、一原則として二か月に一座 原 保険者自身が申 手 山しますの職業安 ,続を行 一度 業分子の変

# 介護休業給

# (-)

① 給 対以 (下の要件を) 支給対象者 象者 石とされます。の要件を満たする \$ 保の 0) 険 介 が

支

者護

(2) 家族を介護するための 休業を取得する一般被保 休業開始日前二年間に 金支払基礎日数が十一日 ある月が十二か月以上も ある月が十二か月以上も お休 以上 一間に、 間者。 る。上賃

始 た 日 か 6 起 算

次位た の期一 式間か れにより. 月 支給いま 額す 間 を算 を算出しま 支 出

\* 日一す 数休 × 業 六七米開始 始 時 賃 金 H × 支

支給期間、休業期間、休業期間 りに中 れ り扱いやにより減いに て 111 や支給・一 ます。 賃 

# 四 支給申請のいて、九三日(三回のいて、九三日(三回の)を限度に支給される日(三回の)を紹対象となる同一

れ回一

ま ず。 の家族

割に

原 日則 自身が申請手続を行うこと申請書を提出します(被保事業主が公共職業安定所にる日の属する月の末日までる日から起算して二か月を経日から起算して二か月を経 。身

共がり支 ワー 職 業安定 るときいっていた。 よりご クインター ます。 のうちに は、 所 窓詳 細該概給 ネ口 へださい。 について公 いったはいて公 いて公 のみを取 がったいて公 ののみを取

### キャリアアップ助成金の ·部変更

キャリアアップ助成金は、非正規雇用の 労働者(有期契約労働者等)の企業内での キャリアアップ等を促進するため、各種取 組を実施した事業主に助成されるもので す。平成30年4月以降の制度変更をご案 内いたします。

### 1. 正社員化コース【拡充・要件追加】

有期契約労働者等を正規雇用労働者等に 転換、または直接雇用した場合に助成され るもので、次の変更が行われます。

- 支給申請の上限拡充(15人→20人)
- ② 支給要件の追加

体険料は、任命に資格取得届も

任意継続:

iii被保険

を負担することに注意を

- ・正規雇用等へ転換した際、転換前の6か 月と転換後の6か月の賃金を比較して、 5%以上増額していること。
- ・有期契約労働者からの転換の場合、対象 労働者が転換前に雇用されていた期間が 3年以下に限ること。

# 任 継 続 被保 険者制度 のご案内

健

康保険

①次继医 |療保険に加入を続ける||健康保険には、退職後 続被保険 の二点が要件とされ 資格喪失日から二〇日以被保険者期間がある までに継続して二か月以上の 資格喪失日の前日(退職日) 省制: 度があり ます。 も ŧ 任意 同じ 分

場合は、各健康保険組合に上れていた。在職中の標準報酬月額がす。在職中の標準報酬月額がまます。 保険料の半 要します 保険料算出に用 お +額を負担)。 (在職中は、 () 、ださ る標 事

隣組合に上記 週用事業所の 協会ける 子業主が が二 いま 履の

### 2. 人材育成コース【整理統合】

従来の人材育成コースは「人材開発支援 助成金 | に統合されます。

### 3. 賃金規定等共通化コース【新設】

有期契約労働者等に、正規雇用労働者と 共通の賃金規定等を新たに規定し、適用し た場合に助成されます。

支給額は、企業規模や満たした要件によ り異なり、対象労働者1人あたり2万円等 (上限20人)とされています。

### 4. 諸手当制度共通化コース【新設】

有期契約労働者等に関して正規雇用労働 者と共通の諸手当制度を新たに設け、適用 した場合に助成されます。

- ・人数に応じた加算措置(1人あたり1.5 万円等。上限20人)
- ・諸手当の数に応じた加算措置(手当1つ あたり16万円等)

キャリアアップ助成金の支給申請を行う には、事前にキャリアアップ計画の提出が 必要です。都道府県労働局またはハローワ ークが問い合わせ窓口です。

### 被扶養者異動届の取扱い変更 (健康保険法)

平成29年度税制改正により配偶者控除 及び配偶者特別控除制度の見直しが行われ たことに伴い、日本年金機構において、被 扶養者異動届を提出する際の添付書類の取 り扱い変更が行われました。

被保険者の合計所得が1.000万円(給与 所得のみの場合は、給与等の収入金額が 1,220万円)を超える場合は、所得税法上 の控除対象配偶者に該当しないため、収入 確認のための証明書類添付を省略すること ができなくなりました。

添付が必要とされる証明書類の例を次に 掲げます。

- ・雇用保険被保険者離職票の写し
- ・雇用保険受給資格者証の写し
- ・年金額の改定通知書等の写し
- ・課税(非課税)証明書

被扶養者異動届については年金事務所ま たは健康保険組合にお問い合わせくださ U10